

全国大会優秀研究賞顕彰細則

(目的)

第1条 この細則は、全国大会優秀研究賞（以下「優秀研究賞」という）に関し必要な事項を定め、適正な選定及び選考を行うことを目的とする。

(選定の対象者)

第2条 優秀研究賞は、原則として60歳以下の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の校長・副校長・教頭・教諭等の優秀な算数・数学教育実践者あるいは実践グループ構成員である日本数学教育学会の個人正会員。

(選定の基準)

第3条 前年度の日本数学教育学会主催の全国算数・数学教育研究大会において発表された実践的研究論文の中から、継続的な実践的活動を伴い、所属校及び地域の算数・数学教育実践への貢献が認められるもの。
2 その研究成果が、多く学会員の教育活動・研究活動へ貢献すると認められるもの。または、その研究成果が、今後の算数・数学教育の科学的・理論的研究契機・基礎になり得ると認められるもの。

(選定委員会)

第4条 優秀研究賞選定委員会の構成は、別に定める学会各賞選考委員及び選定委員規定による。

(選定方法)

第5条 優秀研究賞選定委員会は、理事会の構成員に対して候補研究の推薦を依頼するとともに、会員に対して候補研究を募集する。
2 優秀研究賞選定委員会は、候補研究を審査し、表彰候補者名簿を作成する。

(選考方法)

第6条 優秀研究賞選定委員会は、学会各賞選考委員会に候補者名簿を提出し、学会各賞選考委員会は候補者を選考し、理事会において「受賞候補者」の承認を得る。
2 学会各賞選考委員会は、理事会で受賞者が承認されたことを社員総会に報告する。

(表彰行事)

第7条 全国算数・数学教育研究大会の開会式において受賞者を紹介し、代表理事より賞状と副賞を授与する。
2 表彰年度の大会特集号ならびに学会誌等に表彰者氏名等を掲載する。

(細則の変更)

第8条 この細則を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

平成26年4月1日制定

平成26年5月19日の理事会で承認

平成26年5月20日より施行